

森鷗外文芸評論の研究 (三)

——「レッシングが事を記す」改稿の意図

嘉 部 嘉 隆

森鷗外の「レッシングが事を記す」は「しがらみ草紙」第二十一号（明治24・6・25）から二十四号（9・25）にかけて、四回にわたって連載された。のち『かげ草』（明治30・5・28春陽堂）に収録されたが、この際かなりの削除と若干の加筆があり、従って初出と定稿とはかなりの異同が見られる。本稿は、その異同の意味するところを考察することを目的としている。

鷗外がこのような論を発表した狙いはどこにあったのだろうか。鷗外の著作を検索してみると、いわゆる史伝を除いても伝記は少なくない。^(注3)そして外国の文学者についての伝記がいくつか数えられる。外国の文学者の名をかかげた論の最初ものは「シルレルが醫たりし時の事を記す」であるが、これに次ぐものが「レッシングが事を記す」であり、伝記としては最初のものとも見ることができ

る。

明治二十年代に入ると、外国の文学者の略伝や評伝の類が当時の評論家達によって書かれるようになる。石橋忍月による「ゲエター論」（『国民之友』第三十六号明21・12・21）は極く初期のものと思われるが、このあと内田不知庵「スウキフト伝」（『女学雑誌』第一四八号明22・2・9未完）、忍月「レッシング論」（『国民之友』第一四十五号明22・3・22）、「女小説家ストウ女史の伝」（『女学雑誌』第一五四号「社説」明22・3・23）、「チャールズ・ヂッケンス伝」（『女学雑誌』第一七三号〜一七七号明22・8・3〜8・31）と続くのである。

これら先行の著述が、鷗外の「レッシングが事を記す」執筆に際して、どの程度の影響を及ぼし、またきっかけになったかは大部分については知る由もないが、ただ一つ忍月の「レッシング論」に関して触れておくと、見方によればこの忍月の論があつてはじめて鷗

外の論が書かれたとも見る事ができるのである。それは、初稿と改稿とを比較し、改稿の意図を検討することによってわかるのである。

二

それでは初稿と改稿とでは、具体的にはどのように異なっているのだろうか。最も顕著な相異点は、初稿にあった文章が改稿では大幅に削除されていることである。それも、削除された部分には、はっきりした特色があるのである。削除されたのは、初出において、本文より一字ないし数字下げて印刷されている、いわば註記と見られる部分なのである。しかも、この註記そのものに、またはっきりした傾向なり意図なりが読み取れるのである。その傾向なり意図とはどういふものなのであろうか。その一つ一つをとり上げて検討してみよう。次に引用するのは、初出にあって「かげ草」では削除された部分である。上につけた数字は、後に論を展開する際の便宜を考えて、筆者の附したものである。

- ① キョヨニヒには此像を七つるときならむといへり。然らば畫工の來しは、四年ばかり早かりしなるべし。
- ② 原文には「吾等は殆復彼を用ゐ得ず」とあり。石橋氏のレツシング論に「予は彼に於て復用なきなり」とあるは、自他をあまりたるなり。
- ③ 石橋氏の論には「名優ミルユス、ワイセ等」とあり。ミユリウ

スは大學生教授ケスト子ルが家にて、始てレツシングと相識る。當時「自由宗徒」といふ新聞を編輯せり。俳優にあらず。ワイセはレツシングが同窓の友なり。これも俳優にあらず。

④ 石橋氏の論にて此語を譯していはく。「予は自ら學び、自ら修めたり。故に自らを冷笑し、自らを嘲弄するの外は、未だ曾て他人を冷笑し、他人を嘲弄したることなしと。」

⑤ 石橋氏の論に、「文學評論雜誌の主筆となり、その精銳なる論鋒、明晰なる批判は、漸く世間の注意を呼ぶに至る」とあるは、此時の事をいへるならむ。

⑥ 石橋氏の論に「碩学ゴツチセツト並にポット子ル二氏の筆戰」に横鎗を入れて、ゴツチセツトに攻撃を試みたり」とあるは、是なり。碩學の二字を得たるゴツトシエツトは、地下にてこの久し振の推稱に驚きしなるべし。

⑦ 余は此草紙第十八號にて、「朗讀法につきての争」を評せしが、咄咄生の文學壞俗論をば攻撃するに違あらざりき。咄咄生は果して今のルソオなるか。

⑧ 此戯曲の根本となりしは、リチャードソンの稗史「クラリツサ、ハルロオウ」とリルロの院本「龍動商賈」となり。石橋氏の論に「クラウキザ」とありしは訛なり。

⑨ 石橋氏の論に、ダンチエル嘗てレツシングを目して、「永久の壯兒」といふとあるは、獨逸語の「ユウゲント」即少壯といふことを人物の上に歸し、遂に壯兒の二字を填めて、レツシングを指したる語の如くしたるのみ。

⑩エワと夫婦になりての生活、ギョオチエとの論戦につきては、石橋氏一語をも費さざりき。窟漣氏は嘗て江湖新聞に「ゲルマン詩話」を載せて其一斑を見せたり。

以上の引用のうち、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩が「しがらみ草紙」第二十一号所載の「其一」、⑩が第二十四号所載の「其四」からのものである。「其二」「其三」の註記は長すぎるので一応ここでは省略した。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の註記のおおよその傾向を見ることが出来るからである。右の十項目のうち、①と⑦を除く八項目が、石橋忍月の「レッシング論」に言及している。①と⑦だけが、忍月とは関連しない事項である。

忍月と「レッシング論」に関連する項目のうち、②と④は忍月の誤訳の指摘、③と⑧は忍月の記述が事実を誤まっているという指摘、⑥と⑨は記述が原拠と異なっており、表現が必ずしも適切でないという指摘、⑤は忍月の記述が鷗外の論と対応する部分の推測、⑩は必要な事項が忍月の論には脱落しているという指摘である。鷗外の非難が忍月の論に及んでいないのは⑤だけであって、他の七項目はすべて強弱の差はあれ、忍月の論に対する非難攻撃と見て差支えないだろう。

それでは、前記①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の註記が、鷗外のレッシングに関する記述にとつて、絶対必要なものであろうか。このような観点から①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩を検討すると、必ずしも絶対必要とは考えられないのである。たとえば、②④における誤訳の指摘など、むしろない方が記述のつながりははっきりして読みやすく、理解しやすいと言えよう。③の場合も、この誤訳の指摘と似ていて、記述の一貫性という観点からは、

むしろない方がよさそうである。⑤⑥⑧⑨⑩も同様と言えよう。

⑩に関して、多少異なった見方もできる。忍月の誤まりを指摘することで、ミュリウスやワイセの身分を註記することが出来、本文に欠けている記述を補うことになるからである。(もつとも、なにも忍月の誤まりをわざわざ註の形式で添え、それによって自らの論を補わなくても、直接本文に書き込めばすむという見方もなり立つし、また、ミュリウスやワイセの身分は記述しなくとも、論は成り立つとも言える。改稿では、この註記を全く削除していることからも、そう言えるであろう。)①は忍月とは関係がない。しかし、鷗外の記述にとつて異説であるだけに、記述に厳密を期したと見れば、必要な註記と言えるかもしれない。⑦も忍月とは関係がない。この内容の意味するところは後述する予定であるが、⑦そのものは、やはり本文中にはない方がすっきりする類のものである。

以上のように見て来ると、八項目までが、むしろなかった方がよく、二項目だけが一応あってもかまわないものである。にも拘わらず、鷗外はあえてこのような註記をつけ加えている。なかった方がすっきりするということは、「かげ草」において、註記すべてを切り落しているということからも、鷗外自身が認めていると言えよう。それではなぜ、鷗外はなかった方がよいような註記を、わざわざつけ加えているのであろうか。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩および「其二」「其三」における註記を、さらにくわしく検討して、鷗外の意図を考えてみたい。

三

「其二」における註記は、二つであるが、それぞれが、かなり長い。ここではその内容を分析する必要上、全文を引用してみる。

①こゝに教草と譯したるは、獨逸名「フアアベル」にて、我邦にも行はるゝエソツプ物語の類なり。石橋氏の論に「小兒談」といへるもの即是。ヘルデルが言は石橋氏も譯したり。いはく。「レッツィング君の小兒談は、韻字の扶導帶を着けたりと言はむより、寧成人の甲冑を着けたりと言ふの優れるに如かず。何とならば君の小兒談は、音に小兒のみならず、大人の愛讀を受くればなり」と。ヘルデルは散文を純白なる鏗に比したり。獨逸語の「ブランク」は、純白にして光明ある義にて、鏗の形容となすべく、又韻脚なき詩句を「ブランク、エルセス」といひて、「ブランク」を修辭上に拘束なき意に用ゐることあればなり。ヘルデルは韻語を繫兒紐に比したり。韻語はこれを散文に較ぶるに、修辭上拘束あること、恰も穉兒の紐にて繫かれたる如くなればなり。ヘルデルはレッツィングが舊稿を刪定して、韻語を棄て、散文を取りしを稱へて、其所長に適へりとせしなり。レッツィングが教草を評して扶導帶を着けたりといはむよりは、甲冑を着けたりといふべしといひ、以て文の老成を歎美せしにはあらず。ヘルデルが特に小兒をして讀ましむべきのみならず、又成人をして讀ましむべしといひしは、必ずしも韻語を抑へ、散文を揚げたる前文の理由にあらず。大人の愛讀をも受くれれば

云々とあるはいか。又ヘルデルは小兒にも大人にも讀ましむべしといへり。小兒も讀み、大人も讀めりといひしにあらざ。

②石橋氏いはく。「千七百五十八年鴻儒クライスト死す。レッツィング其計を聞くや、哀悼禁する能はず、書を詩人グライムに贈て曰く。人世悲むべきこと、痛むべきこと多し。就中予をして最悲ましめ、最痛ましむるものは、クライストの死なりと。盖クライストは當時文壇上の老将にして、レッツィング氏の益友たり、良師たり。」クライストのレッツィングに於けるや、實に十四歳の兄なれど、グライムを呼ぶに詩人グライムを以てし、グライムに就きて詩を學びしクライストをば、鴻儒といひ、文壇上の老将といへるは妥ならざるべし。レッツィングがグライムに與へし書の一句は、素、「わが此事につきての悲は物狂ほしき悲なり、」とありしを、石橋氏敷衍せり。レッツィングが書には、悲痛の餘、クライストを責めて、何故に重創を負ひて逃れず、強て死に就きしかといひ、治療を忽にせしたために其創痕の重りしを聞きては、これを忽にせし人を罵り、死に垂としたるクライストに向ひて演説せしニコライを惡み、殆狂せる如き言あり。所謂もの狂ほしき悲はこれを謂へるなり。キョオニヒの文學史には、唯彼物狂ほしき悲の一句のみ引きたれば、石橋氏はこれに基きて漫然敷衍せしなるべし。

③の場合も、②④と同じく誤訳を指摘している。ただし、④が単に訳文を比較のために註記の形で添え、本文の方には傍点を付して

に過ぎず、②が「自他をあやまりたるなり」とつけ加えている

のに対し、⑩はだいたい説明がくわしくなっている。鷗外がドイツ語に對する知識を誇示しているという感もある。⑫の場合、⑨と同じく原文に即していないという指摘とともに、③あるいは⑥に類似する事実の誤認を取り上げている。しかし⑫において特に注意する必要があるのは、忍月のレッシングに關する種本を指摘していることである。この点については後述する予定である。「其二」においては註記はこの二項目だけである。いずれも忍月に對する非難になっているが、實質的には五項目あるいはそれ以上に相当するといえよう。

四

「其二」は比較的短かく二ページ余に過ぎないのに対し、「其三」は九ページ余にわたっている。それだけに註記も八項目に達している。しかもその註記には特に長いものが二項目ある。この二項目を除く註記を左に抜き出してみる。

⑬石橋氏の論にはく。「某將軍氏をプレスラウ府廳の秘書官に推薦せり。(中略)此職に就くに及んで、氏は金錢のために著作するを要せず。故に此間に於て現出したる著作は、概ね最良最精のものなり。」按ずるに、こはキヨオニヒ文學史に、「今は麵包を得むために作ることを要せざるゆゑ、業をなすに快活にして自由なるに至れり、」とあるに基きしならむ。然はあれど、縦令「ミンナ」の曲の好處をおもひても、又縦令「ラオコオン」の首段のみは、此時既に成りたりとしても、プレスラウ

にての著作を最良最精と評せむは、妥當ならじ。又某將軍氏をプレスラウ府廳の秘書官に推薦せりとのみにては、某將軍の即府尹なることを解し得るものなかるべし。タウエンチイン將軍の府尹になりて、レッシングを用ゐしは、推薦者ありてにあらざ。嘗てクライストが許にて相見し縁あればなりき。タウエンチイン將軍府尹になり、レッシングを擧げておのれが記室にせばやと、國王に推薦したりとの意ならば、別に書きかたもあるべし。

⑭「ラオコオン」の略は呉(中野)秀三氏の「有聲の畫、無聲の詩」(この草紙第一二號二二面以下)に見えたり。その「ラオコオン」といへる希臘古彫像につきての辨談、極ておもしろき處をば、我「造形的解體學」(遠からずして此草紙に出すべし)にも引きたり。石橋氏論にはく。「ラオコオン」は、「即畫と詩の區域を説明したるものなり。書中に詩は談話する畫にして、畫は沈黙する詩なりといへり。蓋千古の金言なり」と。石橋氏はこれをレッシングが發明せしところとなしたるなり。殊に知らず、詩の有聲の畫とし、畫を無聲の詩とする説をば、レッシング殊更に難破せしを。石橋氏の始終據としたと覺しきキヨオニヒが文學史にもいはずや。「詩を有聲の畫となし、畫を無聲の詩となすといひ、詩畫は其淵源、其目的及其作用に於いて全く同じといへるブライチンゲルが條目を、永劫浮瀨なきやうに顛倒せしは、レッシングが論の特處なり」と。石橋氏がその次に引きたる句も「ラオコオン」の本文にあらねどこゝに議

せず。

⑮ 石橋氏ははく。レツシングは劇評紙の後に「遜辭を附して曰く。予は俳優にもあらず、又詩人にもあらず。世人往々予に此榮譽を贈附するものありといへども、是れ予を誤認せるものといふべし云々。」かくては世人レツシングを俳優なりとせしこともありとや聞えむ。又いはく。「レツシング君は自ら天能の榮譽を避くると雖も、天能の间断なき働は、到底榮譽をして君を離れざらしむ、信なる哉と。」到底榮譽をしてとのみひては「シエニイ」の事とは聞えざるべし。天能の譯既に要ならず。いかにといふに、批評家にも哲學者には、天能はあるべければなり。又石橋氏はギョオテがレツシングを以て、眞詩才なりとせしを承けて、信なる哉と嘆じ、又レツシングは「大戯曲家中の大戯曲家なり」と稱しながら、他處においては。レツシングは「大詩人といはむよりは、寧大批評家という方適當なり。氏は詩人たらざるにあらず。然れども氏の最長する所は、實に批評にあり、」といへり。眞詩才あるを信じ、大戯曲家なることを認めれば、その大詩人たるは勿論なるべし。又何の適當ならざる所かあらむ。

⑯ 希臘人の作りし死の像は、倒に松火を持ちたる飛行の神なり。其髑髏の形を造りしは、死の象にあらず、惡靈のたくひなり。是れ此書の略にて、キンケルマンの過を正し、兼ねてハルンのクロットツを駁せしなり。造形解體學を參看せよ。

⑰ 石橋氏の論にはく。「千七百六十九年ヨルフエンビユツテル

の王室圖書館長に聘せられ、」云々。ブラウンシユワイヒの公家は、所謂「レギイレンデル、ヘルツオホ」即治國公家なり。

譯して王室といはむは妥ならず。「エミリヤ、ガロツチイ」は即この草紙に載する「戯曲折薔薇」なり。某批評家が「たびは、「意譯直譯の中庸を得て、能く原文の華實を發表す」と稱し「たびは「誤譯無數なり」と嘲けりしもの即是なり。石橋氏は此原作を評するに當りて、キヨオニヒが言をその儘に用めしが、「クナツプ」なる對話とありしを、「會話の敏捷輕妙なる」と譯したり。「クナツプ」は簡なり、冗語なきなり。敏捷輕妙と同じからず。石橋氏又いはく。「その大詰の最爽快なるは、毎に看客をして群集せしむるの引力となれりと。」キヨニヒは簡なる對話、全篇の結構及事蹟の速に歩を進むることより引力生ずとこそいひたれ、結末の一解をば無理なりとて難ぜしを、石橋氏はいかにか解したりけむ。

⑱ ギョオテが「エルテル」の一篇をば、中井錦城氏都の花に譯載せしことあり。「拿破崙が興中の書」と題したる我評語は國民之友に出でたり。

引用が長くなつたが、特に長い二項目を除いて、すべての註記を抜き出してみた。省略した二項目は⑬と⑭、⑭と⑮との間に入る。全体の順序から言へば、⑩は⑮の後に入るべきものである。

⑬を分析してみると、鷗外はここでも忍月の原拠をキヨオニヒの文学史と見た上で、事実の誤認、表現の不適を指摘する。⑭に於ては、忍月の記述が誤つていて、その原拠が不明であると言う。⑮で

は、表現の不適、推論の不穩当などを攻撃する。⑭では、訳語の不適切を難じている。⑮と⑯は忍月に関係のない註記である。長すぎるので省略した最も長い註記を仮に⑳とすれば、㉑に於て、鷗外は忍月のドイツ演劇の知識の不十分さより来る訳語の不適切、原拠の誤解、表現の難解から忍月の知識の欠如を推測するという三つの指摘をしている。

全二十一項目のうち、十七項目までが忍月の論とかかわっており、そのうち十六項目までが、忍月の論に対する非難攻撃である。しかも鷗外は、忍月に対する攻撃を正当化するため、極めて巧妙なカムフラージュをしている。①⑦⑱⑳の存在である。註記を本文を補うような形式にし、忍月に対する攻撃もすべて本文を補うような擬装をし、必要なものであるかのように錯覚させているのである。

一体、なぜこのように忍月が非難攻撃されなければならないか、のだからか。忍月の「レッシング論」が発表されたのは、明治二十二年三月の『国民之友』であり、鷗外のこの論に先立つこと二年である。しかも執筆当時の忍月は、すでに文芸評論家として重んぜられていたとはいえ、まだ大学二年生であった。年齢から見ても、忍月は鷗外より三歳年下である。あらゆる点から判断して、忍月の論が鷗外の論より未熟であつて当然である。その当然のことを、なぜ鷗外は二年も経過した段階で、事あらためて舌鋒鋭く、執拗に攻撃したのであるか。そしてまた、『かげ草』に再録するに際しては、なぜこれらの註記をすべて削除してしまつたのであるか。この問題を考えるに当つては、忍月の「レッシング論」の持つ意義、忍月

と鷗外との関係などを考え合わせる必要があると思われる。

五

忍月の「レッシング論」は非常にはつきりした意図を持って書かれているということが出来る。まさにレッシング「論」なのである。単なる「レッシング伝」でもなければ、「レッシングが事を記す」でもない。伝記的な事実の上に、忍月の文学的理想が投影され論じられているといえるのである。忍月の意図が最も明瞭に記されているのは、論の結びの部分である。忍月は次のように述べている。

現時我日本は恰もレッシング時代獨逸の如し批評の時期正に來りて而して未だ熱せず演劇改良の時期正に迫りて而して未だ成らず思ふて茲に至れば吾人レッシング氏を他邦人とは思はざるなり否第二のレッシングが吾邦に生ぜんことを希ふなり嗚呼誰か吾文學界のレッシングたる者ぞ。

忍月の意図が「第二のレッシングが吾邦に生ぜんことを希ふ」とにあるのはまちがいないが、それとともに自らを日本のレッシングに擬しようとするひそかなねらいがあつたようである。当時の忍月が「レッシング忍月」と譚名されていたことは、内田魯庵が「病臥六旬」中の「石橋忍月の憶出」^(註)に書いている。当時の忍月がどのように見られていたかを知る資料でもあるので、ここにその一部を引用してみよう。

忍月が批評の筆を執つたのはタシカ私よりも較や以前であつ

た。(中略) 忍月の犀利の批評は鷗外出でざる以前獨逸學派の一人舞臺であつた。レッシングを日本に紹介したのは忍月が初めてで、矢鱈とラオコーンを引張出すのでレッシング忍月の諷名があつた。

當時の批評は所謂穿ちや穴捜しや感想ばかりで、堂々の論陣を張つたものは殆んど無かつたから忍月の論理井然たる侃々諤々の批評は目を聳てさしたもんで、鷗外出馬前千里獨行の感があつた。(中略) 當時の忍月の批評は必ず文壇及び讀者を啓發するものがあつたので、忍月の文壇を指導した功績は没すべからざるものがある。

然るに此の相當學殖もあり相當功績も擧げた忍月がドウシテ文壇のキヤリヤに半途で挫折したかと云ふと、第一の頓挫は同じ獨逸畑からの傑物鷗外の出現であつた。同じ畑から同じ業物を擧げて起つたのだが、忍月のレッシング一點張りなのと反對に、鷗外はレッシングは本よりゲエテ、シラーに加へて新銳のハルトマンの切れ味まで示した七ツ道具の勁勇精悍なる武者振は忍月の敵で無かつた。(以下略)

この回想は、回想の常として記憶の誤まりや事実誤認もあり、また「老年期に及んで固定してしまつた彼の通俗的な世間常識による機械的な判断が、記事を面白く読ませようとする意思によつて、昔風な軽口の調子に乗つて述べられているため、具体的なデータの提示に乏しく、結果として個人感情の表白に終わっているから、この文章を忍月を理解・判断するためのなんらの論証と見做すことはで

きない。」とする谷沢永一氏の意見もあるが、忍月を理解・判断するのではなく、當時の忍月の文壇における立場やおおよその受け入れられ方を見るところという意味では、この魯庵の回想も十分に役に立つであろう。たとえば、「レッシング忍月」という諷名など一応認めてもよいのではなからうか。ただしこの諷名の所以を魯庵は「矢鱈とラオコーンを引張出すので」と言っているが、忍月の評論には必ずしも「矢鱈に」というほど「ラオコーン」は出て来ないのである。あるいは談話の際に多用したのかも知れないが、「レッシング論」の結びによるところも大きいのではなからうか。

忍月の鷗外との關係を魯庵は「犀利の批評は鷗外出でざる以前獨逸學派の一人舞臺」「鷗外出馬前千里獨行の感」「第一の頓挫は同じ獨逸畑からの傑物鷗外の出現」と言っている。さらに、前の引用では省略したが、「初めはプラトンやアリストテレスの空彈に鳥渡伺喝されたが、同じ畑から崛起した鷗外の蘊蓄の無盡藏なると比べて忍月の興行の餘り深くないのが誰にも忽ち看透かされ」たと言っているのである。文壇の現象としては、たしかに鷗外の出現が忍月の存在を稀薄にさせたこととらえられるであろう。しかし、忍月にとつて鷗外の出現は、月や星が太陽の出現の前に光を失つたのと同様だったのであろうか。そのような見方も可能かもしれないが、むしろかなり激しい角逐があつたのではないだろうかと思われる。

その角逐の例としては、「舞姫論争」「幽玄論争」以下一連の論争があつたと見たいのである。「舞姫論争」については、すでにくわしく論じたが、鷗外は遮二無二忍月を言い伏せようとしている。こ

れはむろん鷗外にとつては自作の擁護という意味もあつたにちがいないが、論争に勝つということにも重点を置いていたと見ることが出来る。ここで論争に勝つということは、当時評論家の第一人者と見られていた翌月の上に位置することが出来ることである。鷗外は明治二十二年十月に「文学評論」という角書をつけた雑誌『しがらみ草紙』を編輯刊行し、その誌上に精力的に執筆している。その内容は文芸評論に限らず、演劇論、翻訳、外国文学の紹介、さらに小説（「うたかたの記」一篇のみではあるが）にまで及んでいる。評論（演劇論を除く）としては、「舞姫論争」がはじまるまでに創刊号に「『しがらみ草紙』の本領を論ず」「軍醫シルレルの事を記す」第二号に「現代諸家の小説論を讀む」第四号に「明治二十二年批評家の詩眼」を発表している。このうち「『しがらみ草紙』の本領を論ず」は筆者がS.S.S.となっており、「明治二十二年批評家の詩眼」もやはり筆者はS.S.S.となつてゐる。「軍醫シルレルの事を記す」は侘然居士という署名である。森林太郎の執筆となつてゐるのは、わずかに「現代諸家の小説論を讀む」一篇に過ぎない。これは、『しがらみ草紙』誌上の第一号に森林太郎という名が繰り返して現われるのをさけたためであらう。「於母影」に於けるS.S.S.とちがつて、『しがらみ草紙』誌上のS.S.S.の署名は、実際には森林太郎である程度まで認められていたであらう。第三号の巻頭に掲載された坪内逍遙の「志がらみ草紙を讀みて思ふ所をいう」という論などからも、そのように言えるのである。

ところで、この鷗外の論を検討してみると、（ここでは「軍醫シ

ルレルの事を記す」は、評論としてはちょっと性格が異なるので除くことにする）鷗外はかなり高飛車に発言しているという感じが強い。ヨーロッパの文学はもとより中国文学への言及も含めて博引旁証、その学識を存分に發揮して論を展開している。そしてその中に、当時の日本の評論家たちも取り上げられるのである。これらの論に於ける論者の位置は、論の対象たる評論家たちよりも一段高いところにあるかのごとく感じられるようになってゐる。『於母影』において、一応文壇に認められた鷗外は、評論家としてもいきなり高い評価を獲得しようとした。この場合、具体的に一つ一つ作品を論評するよりは、当時の代表的な文学理論家、評論家たちの論をあげつらつた方が、その上に位置しようとするにははるかに近道である。鷗外の学識を以てすれば、当時の評論家たちをあげつらうことは、困難なことではない。前に引用した逍遙の「志がらみ草紙を讀みて思ふ所をいふ」という文章中に、

「小説論を讀む」という價值ある議論は近來稀有の大文字世に裨益する所多かるべきは更にいはねど（中略）先づ時弊のあるところを察して當世の急務を誨へらるべきに壊亂せる小説を救ふ事を客として論じ重に講義めく調子にて論を結ばれしは物足らぬ心地す（以下略）

という評価が見られる。

明治二十三年一月、鷗外は小説「舞姫」を発表し、小説家としても第一級の小説家として認められることになった。「舞姫」に関する批評は『志がらみ草紙』誌上は言うまでもなく、『女学雑誌』『国

民之友」あるいは新聞紙上をも賑わした。「女学雑誌」に掲載された巖本善治の道徳面よりする批判を鵬外は黙殺したが、「国民之友」誌上における忍月の「瑕瑾」の指摘は、文学観に関する問題を含んでいたこともあって、鵬外に反論を書かせ、いわゆる「舞姫論争」が起つたのである。論争の経過やその評価など詳しくはすでに別に論じているのでここでは省略するが、表面的には鵬外の反論に忍月が沈黙し、論争は鵬外に有利に終つたと見られたのである。ここで論争が鵬外に有利に終結したということは、「現代諸家の小説論を讀む」「明治二十二年批評家の詩眼」によつて形の上だけで獲得して来た第一級の評論家の位置を客観的に確認できたことになる。鵬外があらゆる方法で忍月を圧伏しようとした意図はそこにあつたのではないかと推測できるのである。

鵬外は内田不知庵を忍月と並べている。たしかに不知庵は明治二十二年には急速に評論家としての実力を示し、忍月以上との評価も可能である。しかし明治二十二年末の段階では忍月は実績の点では不知庵よりまだ上にあつたと見ることができよう。鵬外はその忍月に攻撃の目標を定めた。鵬外の学識、実力から見れば忍月の攻撃は容易であつた。文学に関する知識が同じドイツ系であることも、鵬外にとって攻撃し易い相手であつたことであろう。ドイツに留学した鵬外から見れば、忍月はドイツ語の理解においてはるかに劣るだけではなく、知識の原拠も狭く、かつ、あまりにも原拠とするものがお粗末すぎるといふこともあつたであらう。せいぜいがケーニヒの「ドイツ文学史」によるらしい知識をふりまわして、日本のレッ

シングを自任し、「レッシング忍月」などと呼ばれて得意になつていた忍月に対し、鵬外は苦々しく感じていたにちがいない。「志がらみ草紙」の本領を論ず」において、忍月の方法を「偏聴」と批判して以来、ことあるごとに鵬外は忍月を攻撃してやまなかつた。忍月を貶価することで鵬外は評論家として忍月以上の位置を獲得することが出来たと見ることができよう。忍月はいわば鵬外に利用されたのである。これは「没理想論争」において逍遙を利用し、遮二無二逍遙を沈黙させ結局は「文壇の神」とまで称せられるようになったことを考え合わせれば、鵬外の方法として理解が可能であらう。

忍月は、鵬外の小説「うたかたの記」「文づかひ」に対しても、それぞれ批評を書き、それが鵬外の反論を呼んで「幽玄論争」「文づかひ論争」がなされている。結果としてはいずれも忍月が沈黙している。しかし、忍月が評論家として沈黙してしまつたわけではなく、なお「国会」などに評論を書き続けている。鵬外が「レッシングが事を記す」を発表したのは、自己の作品に対する忍月の執拗な論評に業をにやし、忍月に対し決定的な打撃を与えようとする意図があつたのかもしれない。

しかし鵬外が「レッシングが事を記す」を書いて、忍月を攻撃したのは、以上がすべての理由ではない。むしろ直接には、忍月が「醜論」を書いたことにあるのではないかと思われるのである。忍月は「醜論」でハルトマンを祖述しようとした。これが鵬外の逆鱗に触れたのである。もともとハルトマンを日本に紹介したのは鵬外であり、鵬外にとってはそれなりの自負もあるであらう。忍月はジ

ヤーナリストイックなセンスでもってハルトマンを取り上げたところまではよかったが、結果的にそれは、鷗外の領域をおかしたことになる。自らの領域をおかされた鷗外がだまっているわけはなく、ただちに「醜論」^(注18)と題した論を『國民新聞』に発表し、忍月のハルトマン理解の浅薄さというよりは、むしろ無理解や誤解、扱い方の不適當や、誤訳など徹底的に忍月を攻撃している。忍月はこの「醜論」には反論の余地もなく、「醜論」の打ち切りを宣言すると、^(注19)鷗外はすぐさま「醜美の差別」^(注19)を書いて追い打ちをかけている。そればかりでなく、忍月の論に加担する者に対してさえ、攻撃を加えているのである。^(注19)忍月はいわば儀礼上もおかしてはならない他人の領域を得意気におかしたために鷗外の怒りを買ったと言えるだろう。こうなれば鷗外は、忍月のレッシング理解の不適切を遠慮会釈なく攻撃できるわけである。忍月は自ら墓穴を掘ったともいえる。鷗外は「レッシングが事を記す」で容赦なく忍月を貶した。日本のレッシングを自任し、「レッシング忍月」と呼ばれる忍月にとって、レッシングに関する知識の不足を指摘されることは致命的な打撃である。評論家としての立脚点を取り払われることにもなるのである。

一方鷗外自身にとってもレッシングを取り上げるとは好都合な面がある。清田文武氏がすでに指摘していることであるが、^(注20)鷗外自身がレッシングに興味を持ち、忍月などよりもはるかに多くのレッシングの著作を読んでおり、且つまた自らの論に利用しようとしているのである。レッシングに関する知識を披瀝することは、自らの

論の裏付けにもなるわけである。しかも、それによって論敵の忍月を追い落すことができるのであるから、まさに一石二鳥の面がある。単に本論だけでは、忍月の論とどちらが妥当であるのか、読みくらべるだけでは第三者には判断がつきかねるであろう。悪くすれば、先行の権威である忍月の論と異なっている場合、誤まっているとも取られかねない。その対策として、最も効果的に自らの論を高め、忍月の論を貶めるものとしてつけ加えたのが註記だったと言えるのである。

忍月は鷗外のこの攻撃に何らの反論も書かなかつた。たまたま忍月は、この年大学を卒業し、内務省の試補になった。^(注21)このことが忍月に反論を書かせなかつた直接の原因であろうが、正面からの反論は忍月にはあるいは不可能だったのでないかという感がある。

鷗外は「レッシングが事を記す」を『かげ草』に収録するに当たって、註記をすべて切り捨ててしまっている。忍月が文壇を去ってしまい、自らも「文壇の神」になってしまった以上、註記は unnecessary だけではなく、論の展開を中断する夾雑物に過ぎなかつたのである。とはいえ、「レッシングが事を記す」は、註記をとり去ってしまえば、特に何らかの特色があるわけではなく、また特に強い主張があるというものでもない、単なる伝記に過ぎなかつたと言えるであろう。

註

1 「一」は「小説論」改稿の意図と方法」と副題をつけ、『樟蔭

- 国文学』第14号に発表。「小説論」に関しては、なお書くべきことがあるので、それに「二」をあてることにし、ここでは「三」とした。なお、本稿の原型として「鷗外と忍月」(『評言と構想』第5輯特集・森鷗外昭51・4・20)を書いた。
- 2 注1の「鷗外と忍月」においては、誤って「月草」収録と書いた。あやふやな記憶に頼っただけで確認を怠った失敗である。この機会に訂正しておきたい。
- 3 たとえば、「西周伝」(明31)、「能久親王事蹟」(明41)、「ギョオテ伝」(大2)
- 4 たとえば、「シルレル伝」(明24・25)、「トルストイ」(明32)
- 5 『しがらみ草紙』創刊号、明22・10・25
- 6 初出は『中央公論』大15・6(未確認)、本文の引用は『紙魚繁昌記』(書物展望社昭18・7・17)による。
- 7 たとえば、レッシングを最初に日本に紹介したのは忍月ではなかった。
- 8 「石橋忍月の文学意識」(関西大学『国文学』第14号・昭30・6)のうち『明治期の文芸評論』八木書店昭46・5・20)
- 9 この点については、拙稿「石橋忍月研究(1)」(『樟蔭国文学』第6号昭43・11)で触れておいた。
- 10 「舞姫論争についての一異見」(『大阪樟蔭女子大学論集』第79・1011号昭44・48)(白田)〔『樟蔭国文学』第9・10号昭47・48〕
- 11 「國民之友新年附録」(明23・1・11)
- 12 「舞姫」(『國民之友』第七十二号明23・2・3)
- 13 この点に関しては、拙稿「森鷗外文芸評論の研究(一)」でも取り上げた。
- 14 いずれくわしく論じる予定。
- 15 「国会」明24・3・7未確認。なお、この掲載日は「現代日本文学大年表明治篇」(明治書院昭43・5)に拠る。「明治文学雑記」(蜷原八郎著學而書院昭10)は明24・3・3としてしている。「近代文学研究叢書24」は明24・3・10としているが、鷗外の「読醜論」発表の年月から考えて、明らかに誤りである。
- 16 「国民新聞」明24・3・8・10未確認。のち「月草」に収録。
- 17 「醜論に就て」(『国会』明24・3・10未確認)
- 18 「国民新聞」明24・3・14・17未確認のち「月草」に収録。
- 19 「戯曲の翻訳法を説いて或る批評家に示す」(『国民新聞』明24・3・18・21未確認。のち「月草」に収録)
- 20 「森鷗外の批評活動とレッシング」(『評言と構想』第5輯)忍月は最初内務省庶務局に入り、のち臬治局に転じた。従来年の譜には、すべて臬治局に入ったことになっているが、誤りである。拙稿「石橋忍月に関する基礎的覚書」(『樟蔭国文学』第十三号昭50・10)に於ては、従来誤まりを正し、庶務局に入ったことは書いたが、臬治局へ転じたことは書いていない。最近、臬治局へ転じたことを証明する資料(年月日未確認)を発見したのでここに書き添えておきたい。(いずれくわしく発表する予定である。)(本学教授)